

一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）

●計画期間

2025年4月1日～2035年3月31日

●目標

①育児休業等の取得の状況に関する目標（男性従業員）：

- ・男性従業員の育児休業取得者を年間1名以上とする（男性の育児休業対象者発生時）

②労働時間の状況に関する目標

- ・フルタイム労働者1人当たりの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を1年単位で削減する

●次世代育成支援対策の内容

次世代育成支援に資するため、以下の事項に係る施策を実施します。

1. 雇用環境の整備に関する事項

(1)妊娠中の従業員及び子育てを行う従業員等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

- ・育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間等の休業制度の実施
- ・子育て労働者が利用できる何れか一つの措置の実施

⇒小学校就学後のこどもを養育する従業員に対する短時間勤務制度等の更なる充実を図ります。

(2)働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備等

- ・時間外・休日労働の削減のための措置の実施

⇒各種施策の立案・推進を通じて、時間外・休日労働の削減に資する活動を進めます。

2. 上記1. 以外の次世代育成支援対策に関する事項

- ・採用機会の確保その他の雇用管理の改善

⇒若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供等を通じて、採用機会の確保等を図ります。

以上